

福島県中小企業制度資金の条件変更の特例措置を定める要綱

1 目的

この要綱は、最近の経済環境の変化により県制度資金の返済に困難をきたしている中小企業者に対し、福島県中小企業制度資金（以下、「県制度資金」とする。）の条件変更の特例措置を定め、もって中小企業者の金融の円滑化及び県内経済の活性化を図ることを目的とする。

2 対象となる制度

本要綱に定める特例措置を適用する県制度資金は、別表のとおりとする。

3 特例措置

最近の経済環境の変化により県制度資金の返済に困難をきたしている中小企業者に対し、条件変更の措置を講じることにより経営の改善を図ることができると見込まれるときは、次のとおり取扱うことができるものとする。

(1) 融資期間の延長

条件変更を行う場合には、県制度資金の要綱に定める融資期間の上限を超えて、最長3年間延長することができる。

(2) 据置期間の設定

条件変更を行う場合には、県制度資金の要綱の規定にかかわらず、(1)の規定により延長された融資期間の範囲内で、据置期間を設定することができる。

4 特例措置の期限

令和9年3月31日実行分までとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正前の中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行に係る福島県中小企業制度資金の特例措置を定める要綱に基づき実施された条件変更については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

○ 対象となる制度

福島県起業家支援保証制度
福島県小口零細企業資金融資制度
福島県信用組合資金融資制度
福島県長期安定保証制度
福島県短期保証制度
福島県経営環境改善保証制度
福島県関連倒産防止資金融資制度
福島県緊急経済対策資金融資制度
福島県街なか再生特別資金融資制度
ふくしまの産業強化資金融資制度
福島県小規模企業資金融資制度
福島県長期安定資金融資制度
福島県緊急経済再生特別資金融資制度
福島県小規模資金融資制度
福島県事業支援保証制度
福島県事業再生資金融資制度
ふくしま産業育成資金融資制度
福島県業種転換保証制度
福島県経営力強化保証制度
福島県事業承継・業種転換資金融資制度
福島県小規模企業支援資金融資制度
オールふくしま経営支援対応資金融資制度
ふくしま事業承継資金